

○春日市議会基本条例

(平成 21 年 4 月 1 日条例第 20 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市議会の基本理念その他市議会に関し基本となる事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって豊かな市民生活の実現と市勢の発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市議会は、市民を代表する議事機関として、市民全体の福祉の向上のため議論を尽くすとともに、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

第 2 章 市議会

(市議会の使命)

第 3 条 市議会は、議会活動を通じて、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを使命とする。

2 市議会は、その使命を果たすため、政策立案機能の充実に努めるものとする。

(市議会の運営)

第 4 条 市議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、議員間の活発な議論が行われるよう適切な運営を図るものとする。

(市議会の評価)

第 5 条 市議会は、議会活動の評価を行い、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。

第 3 章 議員

(議員の使命)

第 6 条 議員は、市民から公職に選出された者として、市民の公益を見据え、市政の課題全般を把握し、市民の多様な意見を市政に適切に反映させることを使命とする。

2 議員は、その使命を果たすため、不断の研さんに努め、政策立案能力の向上を図るものとする。

(附属機関の委員の兼職)

第 7 条 議員は、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、市の附属機関の委員の職を兼ねることができないものとする。

(倫理等の保持)

第 8 条 議員は、市民の代表として公職にあることを自覚し、春日市議会議員政治倫理条例(平成 7 年条例第 28 号)を遵守し、倫理及び品位の保持に努めなければならない。

第4章 市民と市議会

(市民参加の推進)

第9条 市議会は、会議等の公開、積極的な情報の公開及び提供等により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。

2 議会活動への市民参加の推進に当たっては、すべての市民にその機会が確保されるよう配慮するものとする。

3 市議会は、審査等の充実を図るため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。

(広報機能の充実)

第10条 市議会は、多様な広報媒体の活用、市議会報告会の開催その他の方法により、議会活動の広報に努めるものとする。

第5章 市議会と市長等

(市長等との関係)

第11条 市議会は、その権能を踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係を保持し、その使命を果たすものとする。

(市議会への説明)

第12条 市長等は、基本計画その他の重要な政策について、基本方針等を作成したときは、市議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

(市長等の反問)

第13条 市長等は、会議又は委員会における質問又は質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て、その答弁に必要な範囲で質問をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。